　【農林水産部】

|  |  |
| --- | --- |
| 件 　名 | 狩猟免状亡失の際の免許更新手続きについて |
| 申立概要  【受理5.12.8】 | 狩猟免許の更新において、新たな狩猟免状を交付する際、紛  失等により現に有する免状を変換できない場合は、有効期間が  満了していれば亡失届と交換で交付しているが、有効期間が満  了する前であれば、再交付申請の上、再交付を受けた免状と交  換に新たな免状の交付を受けるよう指導している。  　無意味な旧免状の申請手続と、それに必要な手数料等の負担  を強いる現在の事務処理は違法である。 |
| 確認事項  【通知5.12.28】 | 狩猟免許については「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」及び「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）」に基づき、府が事務を行っている。  狩猟免許を更新する場合は、規則第60条により現に有する狩猟免状と引き換えに新たな狩猟免状を交付することとされている。したがって、狩猟免状を紛失した更新申請者に対しては、狩猟免状の再交付により有効な狩猟免状を取得の上、新たな狩猟免状と引き換えることとしている。  ただし、狩猟免許の有効期間経過後に再交付の申請をする場合に限り、既に無効な狩猟免状の再交付を求めることは不合理であることから、規則第50条による亡失届を求め、新しい狩猟免状を交付することとしている。  これらの取扱いは規則に従ったものであり、違法との指摘は当たらない。 |